(判タ811号115頁)

判例にみるスポーツ指導者の安全配 慮義務

弁護士 住田 浩史

1 はじめに

スポーツ中の事故により競技者が死傷した場合、主として、①事故の直接的な原因となった競技者の不法 行為に基づく損害賠償を請求する、②指導者が競技者 との間の契約ないし在学関係に基づく安全配慮義務を 怠ったとして、債務不履行または不法行為・国家賠償 法1条に基づく損害賠償を請求する、③施設設置管理 者の土地工作物責任ないし国家賠償法2条に基づく損 害賠償を請求する、という3つの法的構成が想定される。

このうち、①競技者の不法行為責任については、そのスポーツのルールないしマナーに照らし、社会的に許容される範囲内における行為であれば、正当な業務行為(名古屋地判平成13年7月27日・判夕1123号174頁)、あるいは危険の引受けがあったとして違法性が阻却されるとされている。

また、③施設設置管理責任については、スポーツ事 故以外の事故と同様、施設が通常有すべき安全性を欠 いていたかどうかが問題となる。

以下では、以上挙げた中で最も複雑といえる②指導者の責任、とりわけ多くの訴訟においてその内容及び違反の有無が争われている安全配慮義務について、近時の判例を紹介しながら検討する。

2 裁判例

(安全配慮義務違反を肯定したもの)

(1) 大阪地判平成13年3月26日

(判タ1072号124頁)

ア 事案 (認定事実)

①競技種目・機会 水泳・体育の授業

④事故態様 潜水中の溺水 (死亡)

イ 安全配慮義務の内容

(具体的には明記されていないが、おそらく、 監視体制を充実させ、安全を最優先にした指導内 容にすべきだったということであろう。)

ウ 実際の指導内容

第1回授業前の一般的説明、注意事項の書面配 布にとどまる。潜水の危険性にはことさら触れず、 できるだけ潜水可能距離を伸ばすような指導内容 であった。また、マンツーマン体制で監視する、 コースを限定する等の体制はとらず、グループ内 での相互監視体制しかとっていなかった。

(2) 大阪高判平成4年7月24日

ア 事案

①競技種目・機会 水泳・体育の授業

②競技者 中学3年生

③習熟度・能力

水泳は得意だが、逆飛び込みは苦手

④事故熊様

逆飛び込みに失敗し、頭部をプール底面に衝突 (負傷)

イ 安全配慮義務の内容

逆飛び込みは、未熟者であればプール底で頭を 打つ危険があり、未熟者に対してはプールサイド からの練習により逆飛び込みの技術を十分に習得 させた上でスタート台からの逆飛び込みをさせる などの段階的な指導をすべきであった。

ウ 実際の指導内容

「頭から思い切って行け」との助言。水面との 高低差のないプールサイドからの反復練習の後、 十分習得させないままスタート台から逆飛び込み をさせた。また、授業中、本件同様にプール底面 に頭をぶつける事故が起きていたのにもかかわら ず、特段の措置をとらなかった。

(3) 大阪地判平成5年12月3日

(判タ868号234頁)

ア 事案

①競技種目・機会 ラグビー・部活動紅白試合

②競技者 高校1年生

③習熟度・能力

入部 4 か月だが、基礎体力や体格は優れている。

④事故態様 スクラムの最中に頸髄損傷

イ 安全配慮義務の内容

1年生である競技者を危険な左プロップのポジションにつけた以上は、試合の具体的局面で適切な管理をし、競技者の安全に十分配慮すべきだった。

ウ 指導内容

試合中、スクラムが何度もめくれ上がって危険な状態になっても中断することなく試合を続行させた。

(4) 横浜地判平成13年1月16日

(判タ1116号257頁)

ア事案

①競技種目・機会 柔道・部活動準備中

②競技者 高校1年生

③習熟度・能力 (認定無し)

④事故態様

上級生にプロレス技 (パワーボム) をかけられ 頸髄損傷

イ 安全配慮義務の内容

危険なプロレスごっこがほぼ毎日のように行われていたのであるから、これを予見し、事故を防止するための適切な措置を講じるべき義務があった。

ウ 実際の指導内容

プロレスごっこの実態を把握せず、プロレス技などの格闘技の技をふざけて掛ける行為の危険性について指摘し、またはこれを禁止したりしなかった。

(5) 東京高判平成6年5月24日

(判タ849号・199頁)

ア 事案

①競技種目・機会 野球・部活動

②競技者 高校生

③習熟度・能力 (主張無し)

④事故態様

ハーフバッティング練習において投球直後、打球を顔面に受ける。

イ 安全配慮義務の内容

投球距離を短くしてハーフバッティング練習を 行う場合、投球後直ちに防護ネットに身を隠すよ う指導する他、必ず明るさなどの条件がよい時間 帯に行い、投球距離についても調整をするなどの 配慮をすべきだった。

ウ 実際の指導内容

暗い曇天の薄暮の時間になっても練習をやめず、また投球距離等についても格別の指導をする ことなく練習を継続させた。

(6) 札幌地判平成9年7月17日

(判タ959号235頁)

ア 事案

①競技種目・機会 ボクシング・部活動

②競技者 高校1年生

③習熟度・能力 初心者・体調不十分

④事故態様

上級者とマスボクシング(相手に当てずに、タイミングをはかってパンチを繰り出す練習)中 にパンチがあたり、死亡

イ 安全配慮義務の内容

危険性の高いボクシングにおいては、指導者は 極めて高度の注意義務を負うものであって、具体 的な練習に即した指示を発する等すべきであり、 技術差のある者相互がパンチの当たる可能性のあ る練習においては、少なくとも未習熟者にヘッド ギアを装着させたりする等、一層の注意義務が要 求される。

ウ 実際の指導内容

ヘッドギアを装着させたり、上級者に格別の注

意をすることなくマスボクシング練習をさせた。

(7) 東京地判平成13年6月20日

(判タ1074号220頁)

ア事案

①競技種目・機会 ダイビング・講習

 ②競技者
 大学生

 ③習熟度・能力
 未経験者

④事故態様

ダイビング講習中に溺水、2級後遺障害

イ 安全配慮義務の内容

未経験者の水中での講習会を行う場合の講師 は、受講生の動静を常に注視し、受講生に異常が 生じた場合には直ちに適切な措置や救護をすべき 極めて高度の注意義務を負う。

ウ 実際の指導内容

プールでの講習を経ることなく海洋実習を実施 し、しかも6人に対し1人で指導する方法をとっ た上、海中では受講生の動向を5秒から7秒に1 回しか振り返って確認せず、溺水に気づかなかった。

(安全配慮義務違反を否定したもの)

(8) 最判平成9年9月4日

(判タ955号126頁)

ア事案

①競技種目·機会 柔道·部活動

②競技者 中学1年生

③習熟度・能力 初心者

④事故態様

回し乱取り練習中、対外試合を翌日に控えた有 段者の2年生から大外刈りをかけられ、負傷。

イ 安全配慮義務の内容

心身未発達な中学生に対する柔道を指導する者 は、事故発生を未然に防ぐ一般的注意義務を負う。

ウ 実際の指導内容

被害競技者には受け身の基礎練習を3ヶ月間施していた。

(9)福岡高判平成9年7月15日

(判タ965号102頁)

ア事案

①競技種目・機会 ラグビー・体育の授業

②競技者高校2年生③習熟度・能力(認定無し)

④事故態様

モールの練習中、多数生徒に覆い被さられ、頸椎捻挫

イ 安全配慮義務の内容

事前に基本的な注意事項を十分に説明し、基礎的技能から段階的に高度な技能の習得へと練習させ、さらに自らを指導・監視ができる状況の下に

自らを置き、十分に監督する義務を負う。

ウ 実際の指導内容

段階を踏んで指導を進めており、その間自らも 実技を行って手本を示した。また、モールの練習 も、競争心を煽るようなものではなく、モールが 崩れそうになった班にも自ら駆けつけて指導して いた。

(10) 広島高判平成15年12月25日

ア 事案

①競技種目·機会 野球·大会試合前待機時間

②競技者中学1年生③習熟度・能力(主張無し)

④事故態様

ドングリ投げの遊戯中、ドングリが眼球に当たる。

イ 安全配慮義務の内容

待機時間中の事故は、野球競技それ自体に内在する危険性の発現ではなく、待機させることによって何らかの事故が発生する具体的な可能性を予見できる特段の事情がない限り、待機中の競技者の動静を把握すべき義務はない。

ウ 実際の指導内容

待機時間中は、競技者から離れて、前の試合の 状況を観戦するなどしていた。また、これまで、 本件前日も含めて試合待機中に同様の事故はな く、待機場所には危険な構造物等もなかった。

3 考察

安全配慮義務とは、ある法律関係に基づいて特別の 社会的接触に入った当事者間において、当該法律関係 の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に信 義則上負う義務であり、その射程及び程度は、当該法 律関係の性質、当事者の地位及び具体的状況等のファ クターによって決せられるとされている。

上記スポーツ事故の判例からは、具体的には次のようなファクターが、指導者の安全配慮義務の射程及び 程度を左右していることがよみとれる。

(1) 指導者と競技者の関係

まず、スポーツ指導者と競技者の法律関係について着目すれば、スポーツについて習熟した指導者と 未熟な競技者という非対等の関係であること、また、 そもそもスポーツ自体危険性を内包していることか らすれば、スポーツ指導者は、競技者に対し、基本 的に高度の安全配慮義務を負うというべきである。

また、指導教師と生徒の関係では、さらに、体育の授業における体育教師と生徒との関係、及び課外クラブ活動(部活動)における顧問教師と生徒という関係の違いが、安全配慮義務の射程にも影響してくる。すなわち、体育教師が常時立ち会い指導監視すべき義務がある(最判昭和59年2月9日)体育

の授業とは異なり、課外クラブ活動は、生徒が自主的に行うものであるから、何らかの事故発生が具体的に予見可能であるような特段の事情のない限り、顧問教諭が立ち会い指導監視すべき義務はない(最判昭和58年7月8日、前掲判例(10))とされる。ただし、部活動においては生徒の自主性が尊重されるからといって、全て生徒の「自己責任」とされるわけではないことは当然である。前掲判例(4)も、「生徒の自主的な活動に内在する危険性について、生徒自身の判断能力の不十分さに配慮した教育上必要とされる指導監督を行うべきであ(る)」として、自主性の尊重の観点は安全配慮義務の程度を左右しないとしている。

(2) スポーツ及び練習の危険性

また、当該スポーツや練習の危険性が高い場合は、 その義務の程度も高まる。上記判例のほぼ全てが、 スポーツ及びその練習の危険性の程度について安全 配慮義務の前提となる基礎的事実として、詳細に認 定している。たとえば、前掲判例(1)は、潜水の 危険性について「無理な息こらえや過換気を伴いが ちな潜水にあっては、血液中の酸素濃度が低下する ことによって、意識が喪失し、…溺水に至る危険性、 殊に…もがくこともないまま溺水に至る危険性(ノ ーパニック症候群)も報告されているところである」 として詳細に摘示している。また、判例(5)は、 「ハーフバッティングは、それ自体は…広く行われ ているものであって、一般的には是認されるもので あるとしても、実施の時間帯や方法の如何によって は投手にとり危険性の高い練習方法であ(る)」と、 ポピュラーな練習方法だからといって危険性が低い わけではないことを強調し、危険性についてきめ細 かな判断をしている。

(3) 競技者の判断能力・技能の程度

競技者の判断能力・技能の程度も、安全配慮義務の射程及び程度に大きく影響してくる。

競技者の判断能力については、前掲判例(4)は 「本件事故は、生徒の自主的判断を全面的に信頼し、 尊重するのみでは防止することはできなかったこと が明らか」として、指導者は競技者の判断能力の不 十分に配慮し、これを補うべきであるとしている。

初心者や技術未熟な競技者への指導についても、 高い安全配慮義務が課せられる。具体的には、未熟 者に対して高度な技術を習得させる際には、段階的 な指導をすべきであったとの判断が、多くの裁判例 に見られるところである。前掲判例(2)は、「プ ールサイドからの練習により逆飛び込みの技術を十 分習得させた上で、スタート台からの逆飛び込みを させ…事故の発生を回避すべき注意義務がある」と して安全配慮義務違反を肯定しており、逆に、前掲判例(9)は、「実技に先立って…注意し、順次準備体操から個人的技能、集団的技能へと説明し、練習をさせつつ…その間自らも実技を行って手本を示し…ながら授業を進行させていた」として安全配慮義務違反を否定した。

また、格闘技等で競技者を対向させる練習においては、競技者相互の技能格差に注意しなければならないとの裁判例も多く見られる。前掲判例(6)は、「技量差等のあるもの同士がパンチの当たる可能性のあるマスボクシング練習を行うことを避けるか、行うにしても…(下級者に)ヘッドギアを装着させたり…(上級者に対して)絶対にパンチを当てることのないように改めて注意する…高度の注意義務があった」としており、前掲判例(8)も、結論的には安全配慮義務違反につき否定したものの、競技者間の技能格差について十分に考慮している(なお、原審は安全配慮義務につき肯定した)。

4 結論

このように、スポーツ指導者の安全配慮義務の射程 及び程度は、一様ではなく、指導者には、競技や練習 の危険性を十分に認識し、競技者一人一人の能力や心 身の状態に合わせたきめ細かな配慮が要求されている というべきである。